

事業継続力強化計画認定事業者のための 「防災・減災設備投資促進税制」のご紹介

「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定（裏面参照）を受けた事業者は、計画に従って認定後1年以内に設備投資を行った場合、その設備に対し特別償却※を受けられます。（※現行20%、令和5年4月1日以後18%、令和7年4月1日以後16%）

【対象となる設備】

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備 、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置、耐震装置（令和5年4月1日以後）等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備 、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、耐震装置（令和5年4月1日以後）、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限り）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

- 上記の設備の導入（中古品を除く）が計画の目標達成及び内容の実現の資するものであることについて「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」に記載され認定を受けること計画の認定を受けてから1年以内に取得等をした場合が対象※。
※変更申請を行った場合でも変更前の計画の認定日から1年以内の取得が対象となるため注意してください。

【対象となる方】

- 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人・資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1000人未満の法人、事業協同組合等及び個人事業主（常時使用する従業員数が1000人未満））
※大法人（大法人の100%子会社）から1/2以上の出資を受ける法人、2以上の大法人から2/3以上の出資を受ける法人、過去3年の平均所得が15億円以上の法人は除きます。
- 中小企業等経営強化法に基づき、「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた上記の中小企業者等に該当する者

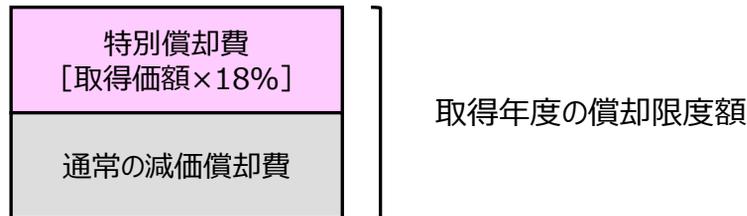
※本資料は、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度の税制改正大綱を踏まえたものです。令和5年度より制度の適用を開始予定で、今後必要に応じて資料が差し替わる可能性がありますのでご注意ください。

詳細は「中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領について」を参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei>

【特別償却のメリット】

- 特別償却とは、特別償却率が18%の場合、設備を取得した事業年度に「取得価額×18%」を通常の減価償却費とは別枠で特別に償却することができる制度です。
 ※当該事業年度に18%の特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越すことができます。



- 設備を取得した年に償却額が大きくなることで経費が大きくなるため、設備投資した年の税負担が減少する※ことで資金繰りが安定する効果があります。
 ※長期的に経費として償却できる額は同じであり、初年度の課税を将来に繰り延べることとなります。

【税制利用者の声】



特別償却できるので投資時期を早めました。災害への物理的な備えだけでなく、従業員も安心して働くことができるようになりました。

事業継続力強化計画認定制度の概要

中小企業向けの簡易版BCPとして、中小企業等経営強化法に基づき、防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」として認定する制度です。

認定を受けた中小企業は、税制措置や補助金の加点などの支援策が受けられます。

事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組



中小企業庁「事業継続力強化計画」のページ：

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

事業継続力強化計画の策定支援

中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）は、事業継続力強化計画に関するノウハウや事例紹介、支援ツールを掲載しているウェブサイトを運営しています。

BCPIはじめの一步 事業継続力強化計画を作ろう！

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

また、策定支援のための専門家派遣も行っていますので、中小機構にご相談ください。

制度に関するお問い合わせ

中小企業庁事業環境部 経営安定対策室 03-3501-0459